
新型コロナウイルスワクチン間違い接種の発生について

【概要】

ファイザー製の新型コロナワクチンの接種対象者は満 12 歳以上の者となっていますが、この度、市内の医療機関が誤って 12 歳未満の者に接種したという事案が発生しました。

【発生日】 令和3年9月15日(水)

【被接種者】 市内在住 11 歳 10 か月 女性

【経過】

○9 月 15 日(水)

被接種者の家族がワクチン接種に行った際に、同医療機関での当日予約のキャンセルがあり、保護者が同行していた娘の接種を希望したため、医師の判断でワクチンを接種した。被接種者は、当日 11 歳 10 か月であった。

※自治体の接種では、接種券は必須とされている。

○9 月 16 日(木)

被接種者の父親より、接種券を発行してほしいと市へ連絡が入る。

(市では今年度満 12 歳になる方については、誕生月の翌月初旬に接種券を順次発送しているため、被接種者の接種券は発送前であった)

市が状況を確認、当該医療機関へ連絡し本事案を覚知した。

【原因】 担当医師のコロナワクチン予防接種の認識誤り。

【対応】

当該医療機関より、被接種者の保護者に連絡し、経過説明と謝罪、健康状態の確認を行う。現在まで被接種者の健康状態に変化はなく、体調は問題ないとのこと。

【再発防止策】

新型コロナワクチン接種を実施する市内医療機関に対して、本市における間違い接種の発生状況の共有と、接種時の年齢確認の徹底について指導いたしました。

問合せ先
健康福祉部健康支援課
電話：047-453-2961